

瀬戸内海環境保全対策の現状

1. 瀬戸内海環境保全基本計画

(1) 背景及び経緯

瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という）は、瀬戸内海環境保全特別措置法第3条の規定に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し、長期にわたる基本的な計画として策定されるものである。

昭和53年5月に最初の基本計画が策定されたが、その後の瀬戸内海をめぐる環境や社会経済の状況の変化を踏まえ、平成9年9月、環境庁長官（当時）から瀬戸内海環境保全審議会（当時）に対して「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」諮問がなされ、平成11年1月に答申がなされた。答申では、今後の瀬戸内海における環境保全の取組に対する基本的な考え方として、保全型施策の充実、失われた良好な環境を回復させる施策の展開、幅広い連携と参加の推進が必要であり、その推進方策の一つとして瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「瀬戸内海環境保全基本計画」の見直しが必要であると提言された。その後、平成12年12月の瀬戸内海環境保全審議会からの答申を踏まえ、同年同月に現在の基本計画が決定された。

(2) 基本計画の目標

(ア) 水質保全等に関する目標

- 水質環境基準については、未達成の海域では達成に努め、達成された海域では維持されること。
- 赤潮については、発生の機構解明に努め、発生の人為的要因となるものを極力少なくすること。
- 底質については、有害な物質を含んだ底質を基準以上含まず、生活環境に影響を及ぼす底質に対して措置が講じられていること。
- 藻場及び干潟については、水産資源上で重要な藻場及び干潟が保全され、その他の藻場及び干潟もできるだけ減少しないように保全されていること。
- 自然とのふれあいの場として親しまれている自然海浜等については、その利用に好適な状態で保全されていること。

(イ) 自然景観の保全に関する目標

- 自然景観の核心的な地域は国立公園等として指定され、優れた自然景観が失われないように適正に保全されていること。
- 優れた景観を有する自然海岸については、できるだけ減少す

ることのないよう適正に保全され、回復のための措置を講じること。

(3) 目標達成のための基本的な施策

(ア) 水質汚濁の防止

- 水質総量規制制度等の実施
- 有害化学物質等の規制及び把握等
- 油等による汚染の防止
- その他の措置

(イ) 自然景観の保全

- 自然公園等の保全
- 緑地等の保全
- 史跡、名勝、天然記念物等の保全
- 散乱ごみ、油等の除去
- その他の措置

(ウ) 浅海域の保全等

- 藻場及び干潟等の保全等
- 自然海浜の保全等

(エ) 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

(オ) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

(カ) 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

(キ) 健全な水循環機能の維持・回復

(ク) 失われた良好な環境の回復

(ケ) 島しょ部の環境の保全

(コ) 下水道等の整備の促進

(サ) 海底及び河床の汚泥の除去等

(シ) 水質等の監視測定

(ス) 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

(セ) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

(ソ) 環境教育・環境学習の推進

(タ) 情報提供、広報の充実

(チ) 広域的な連携の強化等

(ツ) 海外の閉鎖性海域との連携

(テ) 国の援助措置

2. 特定施設の設置に係る規制について

(1) 特定施設の設置等に係る許可制度

水質汚濁防止法においては、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事

(権限委任市長を含む。以下同じ。)に届け出ることになっている。

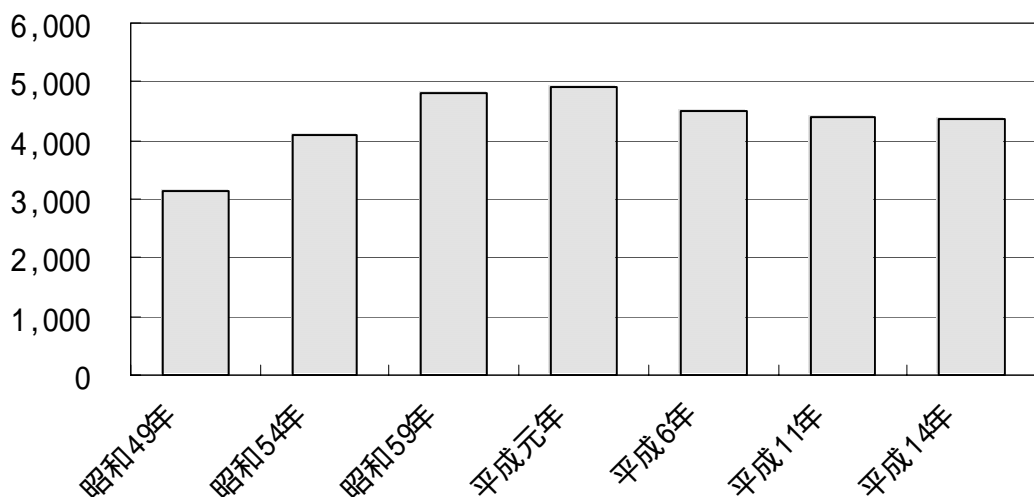
また、瀬戸内海環境保全特別措置法においては、瀬戸内海の水質汚濁が深刻なことにかんがみ、排出水の規制の強化に加え特定事業場の新規立地増設を厳しく規制する必要があるため、瀬戸内海関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係ある区域において、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の1日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。)の設置等に関して府県知事の許可を受けることになっている。

(2) 事前評価制度

瀬戸内海の水質保全に関係ある区域において特定施設の設置等の許可を受けようとする者は、申請書に事前評価に関する事項を記載した書面を添付することになっている。この事前評価の制度は、特定施設の設置等によって環境に著しい支障を生じさせないことを施設の設置等しようとする者が立証することを義務づけたものである。府県知事は、申請書の内容を遅滞なく告示するとともに、事前評価の書面を3週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(3) 特定事業場の数

瀬戸内海における特定事業場の数(1日当たりの平均排出量が50m³以上)は、平成14年3月末において4,365であり、昭和54年以降4,000から5,000の間で推移している。

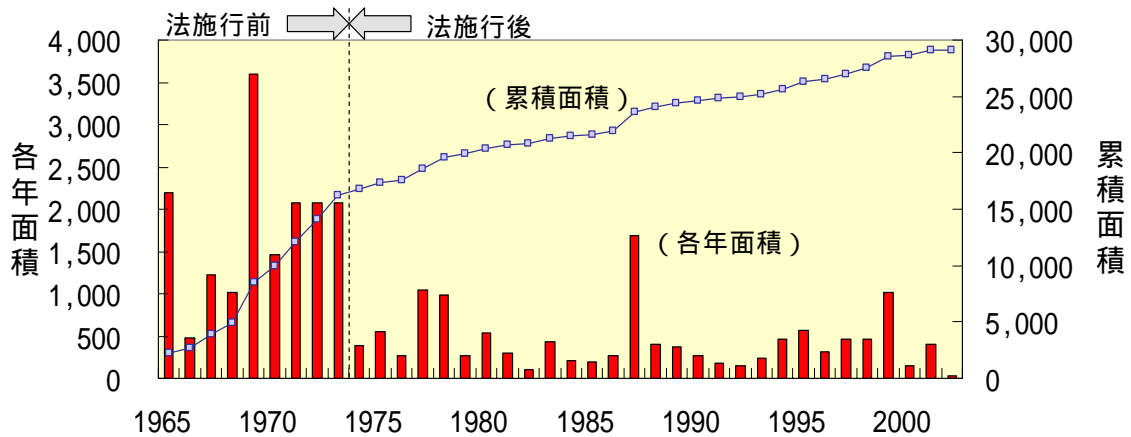


- 1) 各データは、各年の3月31日現在の平均排水量50m³/日以上の特設事業場の数
- 2) 出典:水質汚濁防止法等の施行状況(環境省環境管理局水環境部)

図1 瀬戸内海地域における特定事業場数の推移

3. 埋立てに関する特別な配慮

瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項により、瀬戸内海における埋立てについては、瀬戸内海の特長性について十分配慮しなければならないことが規定されている。その運用については、瀬戸内海環境保全審議会（当時）において審議され、昭和49年5月に「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の適用に関する基本方針について」が答申された。



- 1) 1965～72年は1月1日～12月31日、1973年は1月1日～11月1日、1974年以降は前年の11月2日～11月1日の累計(瀬戸内海環境保全臨時措置法は、1973年11月2日に施行)
- 2) 図中の1971～73年の値は、3年間平均の数値である。
- 3) 出典:環境省調べ

図2 瀬戸内海における埋立免許面積の推移

4. 総量規制制度

(1) 目的

人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の総量の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

(2) 対象水域

(ア) 要件

- 人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であって、
- 水質汚濁防止法の排水基準のみによっては、環境基準の確保が困難であると認められる水域

(イ) 現在の対象水域

瀬戸内海、東京湾、伊勢湾

(3) 対象項目

化学的酸素要求量 (C O D)、窒素含有量、りん含有量

(4) 対策の概要

(ア) 事業の実施

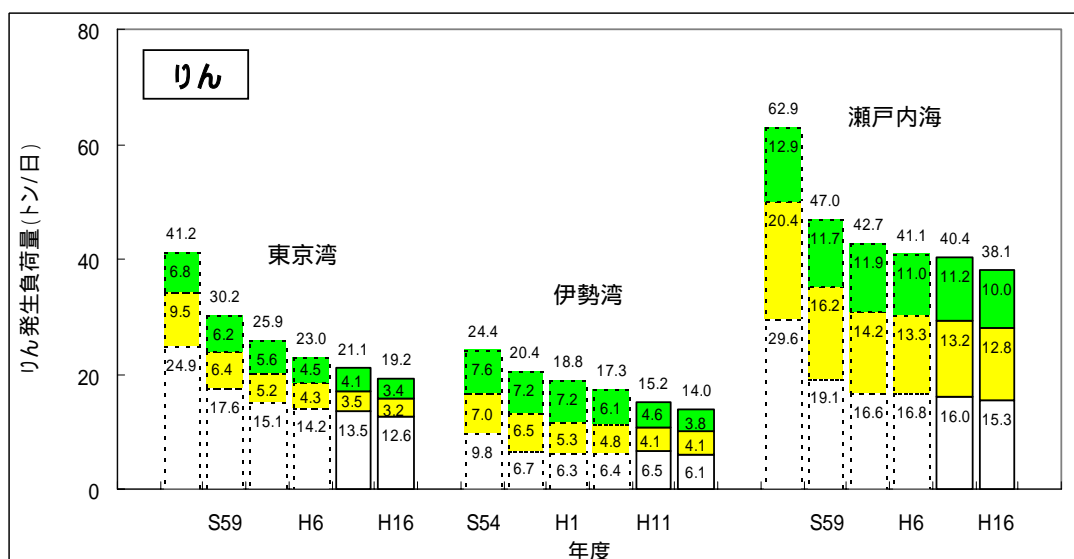
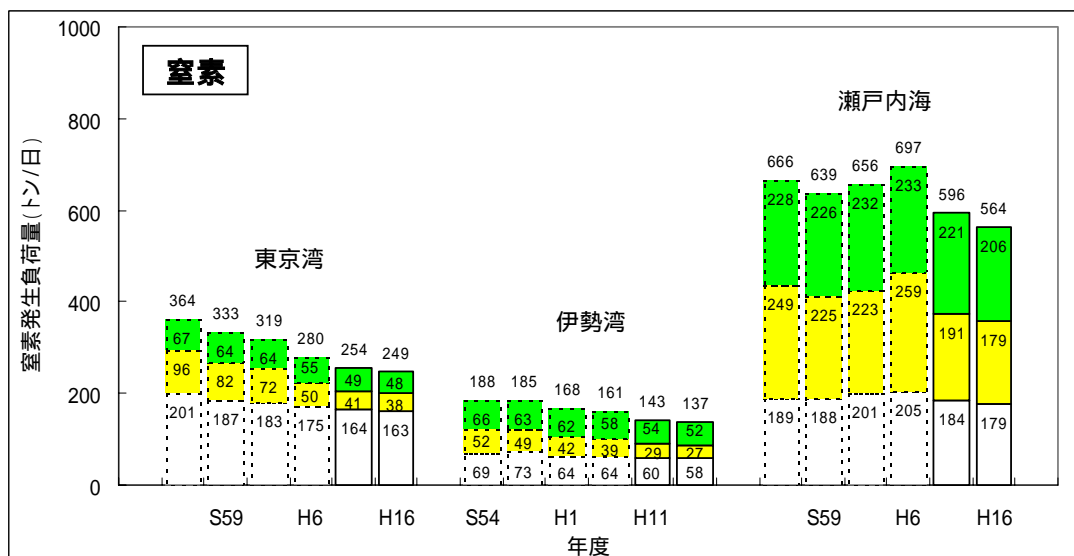
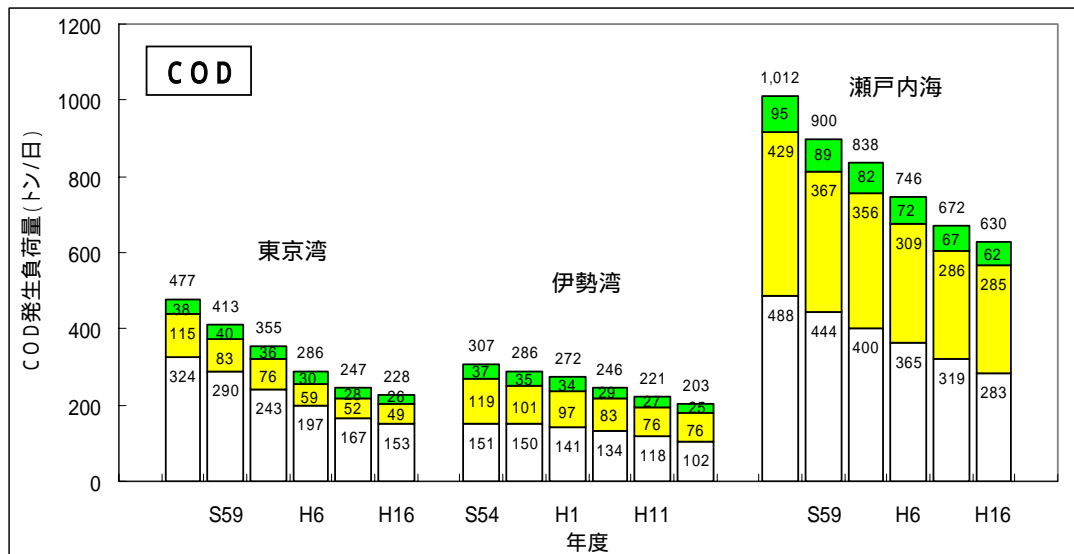
生活排水に係る汚濁負荷量を削減するため、下水道、合併処理浄化槽等の整備を促進する。

(イ) 総量規制基準による規制

排水量が 50m^3 /日以上の工場・事業場を対象とし、排出が許容される汚濁負荷量 (排水濃度 \times 排水量) により規制を行う。

(ウ) 削減指導等

小規模事業場、畜産・農業等に対し、汚濁負荷の削減指導等を行う。



生活系 産業系 その他系

- 1) 点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計。
- 2) 平成16年度の値は削減目標量とした。

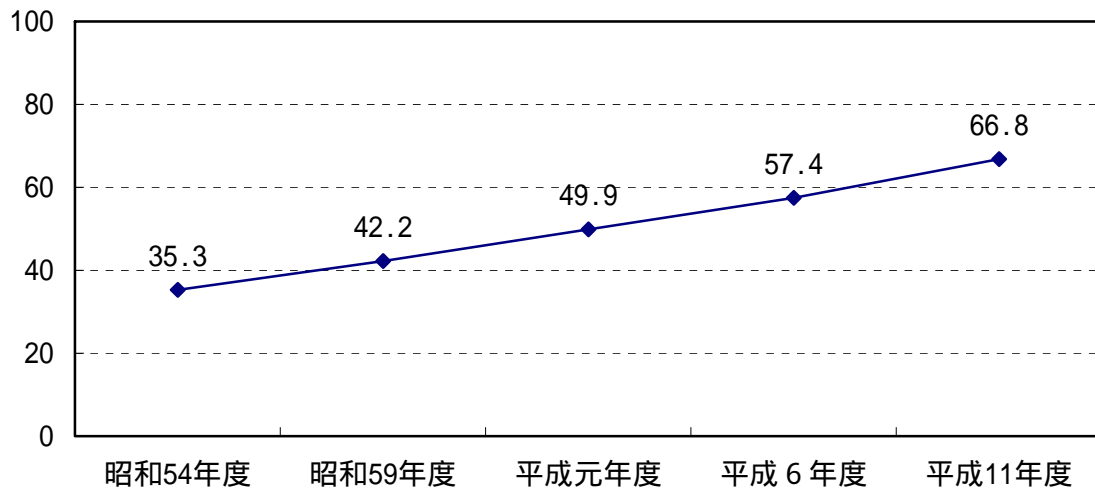
図3 発生負荷量の推移及び削減目標量

表1 瀬戸内法に基づく指定地域における汚水処理率の推移

(単位：%)

	昭和54年度	昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度
京都府	45.7	58.2	70.4	80.2	85.8
大阪府	55.4	60.6	67.4	73.6	80.6
兵庫県	43.0	52.7	61.9	68.9	79.5
奈良県	23.3	27.5	34.6	46.3	55.5
和歌山県	2.7	3.0	5.7	11.0	19.8
岡山県	14.0	17.6	22.0	33.6	50.8
広島県	20.6	30.2	39.9	50.6	62.0
山口県	16.7	24.2	33.2	41.7	54.6
徳島県	6.8	9.3	12.0	16.9	22.1
香川県	13.7	19.2	21.9	26.5	35.8
愛媛県	10.9	16.0	22.0	29.7	40.6
福岡県	48.8	62.7	73.9	78.8	84.7
大分県	11.4	16.1	23.8	28.3	37.9
瀬戸内海全体	35.3	42.2	49.9	57.4	66.8

汚水処理率(%)



1) 汚水処理率(%) = (下水道処理人口 + 合併浄化槽処理人口 + 農業集落排水施設等処理人口 + コミュニティプラント処理人口) ÷ 指定地域内総人口 × 100

図4 汚水処理率の推移 (瀬戸内海全体)